

野菜の産地改革計画について

山形県農林水産部生産流通課

TEL 023 - 630 - 2457

FAX 023 - 630 - 2456

1. 野菜の産地改革計画の趣旨

輸入野菜が急増しているなか、国産野菜が将来にわたって消費者・実需者に支持され、国際競争力のある野菜産地として維持・発展するためには、生産・流通に係る大幅なコスト低減、需要サイドのニーズに的確に応える生産・流通体制の確立など構造改革を推進することが重要となっています。

この構造改革の推進にあたり、各産地の特性や意向を踏まえ、産地ごとに明確な目標を定めた産地改革計画が策定されました。

農林水産省では、これら産地が策定した計画の実現のために、施策を集中することとしています。

2. 産地改革計画の内容

産地において取り組む戦略タイプとして、低コスト化タイプ、契約取引推進タイプ、高付加価値化タイプのなかから選択し、産地によってはこれらのタイプを組み合わせ取り組むこともできます。

戦略タイプ	内 容
低コスト化タイプ	生産・出荷から販売までの一貫した省力化・合理化による低コスト化を推進する。
契約取引推進タイプ	実需者の求める価格・品質の野菜を安定的に供給できる産地整備などを行い、契約取引を推進する。
高付加価値化タイプ	減農薬・減化学肥料栽培や地域特産物の導入など高付加価値化を推進する。

3. 対象となる野菜

セーフガード暫定発動品目のねぎ、セーフガード監視品目のたまねぎ、トマト、ピーマン、なす、にんにくを生産している産地は可能な限り計画を策定することとし、その他の野菜についても必要に応じて計画を策定できます。

4. 産地改革計画の計画主体

計画主体は、原則として産地をカバーする農業協同組合又は3戸以上の営農集団等です。

5. 産地改革計画の策定期間

産地改革計画に基づく対策期間は、3年間又は4年間となっています。

6. 産地改革計画の認定

計画主体は、所定の様式に基づき策定した計画を知事に提出し、認定を受けます。